平成２５年　会議規則第７１条の規定基づく合同委員会

平成２５年３月６日（水）

１　委員長あいさつ
２　町長あいさつ
３　合同委員会案件の説明
　議　　件

＊総務厚生常任委員会所管

（1）議案第1号　今金町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
（2）議案第2号　今金町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
（3）議案第3号　今金町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
（4）議案第4号　今金町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定について
（5）議案第18号　権利の放棄について

＊産業教育常任委員会所管

（6）議案第5号　今金町町道の構造の技術的基準を定める条例制定について
（7）議案第6号　今金町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定について
（8）議案第7号　今金町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例制定について
（9）議案第8号　今金町営住宅等の整備基準を定める条例制定について
（10）議案第9号　今金町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
（11）議案第 10 号　今金町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例制定について
（12）議案第 11 号　今金町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
（13）議案第 12 号　今金町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

＊報告事項

（1）議案第 14 号　今金町地場財活用促進補助金条例の一部を改正する条例制定について
（2）住宅リフォーム助成事業の概要について

4. その他

○出席委員（１０名）

委員長	６番　上　村　義　雄　君	１番　村　上　忠　弘　君
	２番　山　崎　　仁　　君	３番　向　井　孝　一　君
	４番　加　藤　三　明　君	５番　芳　賀　芳　夫　君
	７番　川　上　絹　子　君	８番　日　置　紳　一　君
	９番　村　本　照　光　君	１１番　村　瀬　　広　　君
	（議長　徳　田　栄　邦　君）	

○欠席委員（１名）
　　１０番　山　本　　豊　　君

○出席説明員

町長	外崎秀人君
副町長	清水寛君
総務財政課長	北見伸夫君
総務財政課長補佐	山田薫君
保健福祉課長	成田光康君
保健福祉課長補佐	杉山輝希君
保健福祉課主幹	川崎妙子君
公営施設課長	高島好治君
公営施設課長補佐	安達雄一君
産業振興課長	宮本彰君
産業振興課長補佐	川平秀明君

○出席事務局職員

議会事務局長	勝山英敏君
議会事務局係長	中川真希君

開議　午前　９時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　おはようございます。３月の定例会に向けた案件で、合同委員会をやるということでご案内いただき、年度末で忙しい中をご出席いただき大変にありがとうございます。これより始めたいと思います。

最初に総務厚生のほうの案件を行なって、後に産業教育のほうの案件に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちご挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。今日の合同委員会でありますけれども、この間、両常任委員会の中でもそれぞれ所管に関する部分について事前の説明、そしてご審議を賜ったわけでありますけれども、その中でお願い申し上げましたように、共通する部分につきましては改めて時間をいただき説明をさせていただきながらご審議をいただくという形を取らせていただきたいというお願いをしていたところでございます。そういうことから、今日は総務厚生常任委員会で５件、産業教育常任委員会の所管でもって８件、計１３件と、その他に報告事項ということで、これは報告事項というよりも今回議会に提案する内容でありますけれども、報告という形の中で内容説明をさせていただきたいと思います。

前段でありますが、これは事前にお願いするという形にはなりませんけれども、人事案件は当日の議案配布という形になっておりますが、同意案第１号で監査委員の選任ということで今実際活躍をしていただいております天井幸雄さんに引き続きお願いをしたという内容の人事案件と、同意案第２号でもって固定資産評価審査委員さんでありますけれども、平野俊春さん、以前からもうそろそろ引退させて下さいという声がございますので、元町の職員でありました重田実さんをお願いしたいという人事案件を、当日議案配布という形の中で提案をさせていただきたいと思います。

加えて法務局からの推薦の要請が町にありまして、２期は６月であるわけでありますけれども、人権擁護委員の候補者の推薦を議会のほうにお願いするという諮問案件でございます。大谷長晧さん、今７期目で８期目になるわけでありますけれども、この地域のほうの代表もやられてですね、そういう実績もあるということで、私のほうとして是非お願いを申し上げたいということで議会のほうに諮問をさせていただいておりますので、その辺につきましてもご配慮賜りますことをよろしくお願い申し上げたいと思います。

後はそれぞれの所管のほうから、内容を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣言

○委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。山本委員より欠席の届け出があります。ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定により合同委員会を開会いたします。

◎議案第１号　今金町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

○委員長（上村義雄君）　はじめに議件１、議案第１号今金町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について、を議題といたします。
　保健福祉課より説明をお願いいたします。
　保健福祉課長、成田君。
○保健福祉課長（成田光康君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
　向井委員。
○３番（向井孝一君）　新型のインフルエンザということで、例えばこれに対応するワクチンという話はまだ情報としてはないのですか。例えば新型のこういう対策本部をしながら国から来るワクチン提供について、無料でやるのか或いは自己負担も伴うのかという、そういう具体的な話というのはないのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、成田君。
○保健福祉課長（成田光康君）　現在、国のほうで有識者等の会議で、行動計画等の作成を行なっている最中です。それに伴って都道府県、市町村で行動計画を作成することになりますので、まだ詳細の部分については不確定な部分がございますので、その辺についてご理解をいただきたいと思います。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　ないようですので、以上で議件１の質疑を終わります。

◎議案第２号　今金町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
◎議案第３号　今金町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
◎議案第４号　今金町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定について

○委員長（上村義雄君）　次に、議件２～４を関連がありますので、一括議題といたします。
　議案第２号、今金町指定地域未着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。議案第３号、今金町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について。議案第４号、今金町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定について、を議題といたします。
　保健福祉課より説明をお願いいたします。
　保健福祉課長、成田君。
○保健福祉課長（成田光康君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
　ないようですので、以上で議件２～４までの質疑を終わります。

◎議案第１８号　権利の放棄について
○委員長（上村義雄君）　次に議件５、議案第１８号権利の放棄について、を議題といたします。
　保健福祉課より説明をお願いします。
　保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ないようですので、以上で議件５の質疑を終わります。
ここで委員長交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時２６分
再開　午前　９時２７分

○委員長（上村義雄君）　４０分まで休憩いたします。

休憩　午前　９時２７分
再開　午後　９時３８分

○委員長（村本照光君）　休憩を閉じ、開議いたします。
ここから産業教育常任委員会の所管となるため、私が委員長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第５号　今金町町道の構造の技術的基準を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件６、議案第５号今金町町道の構造の技術的基準を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いいたします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ありませんか。
なければ以上で、議件６の質疑を終わります。

◎議案第６号　今金町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件７、議案第６号今金町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いいたします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対して質疑があればお受けいたします。
ありませんか。
以上で、議件７の質疑を終わります。

◎議案第７号　今金町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件８、議案第７号今金町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いいたします。
公営施設課長、高島君。

○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ございませんか。
ないようなので、以上で、議件８の質疑を終わります。

◎議案第８号　今金町営住宅等の整備基準を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件９、議案第８号今金町営住宅等の整備基準を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対して質疑があればお受けいたします。
村瀬君。
○１１番（村瀬　広君）　この整備基準を定める条例制定によって、今ある古い町営住宅等もあるかと思いますけれども、それらを改修なりこの基準に合わなくなるというものはないのですか。
○委員長（村本照光君）　公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　古い建物につきましては合わないものはたくさんあろうかと思います。この古い建物につきましては、解体計画と言いますか、ストック計画の中で解体を計画してございますので、その中で処理していきたいと思っております。以上でございます。
○委員長（村本照光君）　他にございませんか。
ないようなので、以上で、議件９の質疑を終わります。

◎議案第９号　今金町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件１０、議案第９号今金町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ございませんか。
ないようなので、以上で、議件１０の質疑を終わります。

◎議案第１０号　今金町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件１１、議案第１０号今金町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いします。
公営施設課長、高島君。

○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ございませんか。
ないようなので、以上で、議件１１の質疑を終わります。

◎議案第１１号　今金町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件１２、議案第１１号今金町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ございませんか。
ないようなので、以上で、議件１２の質疑を終わります。

◎議案第１２号　今金町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
○委員長（村本照光君）　次に議件１３、議案第１２号今金町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。
公営施設課より説明をお願いします。
公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
ございませんか。
ないようなので、以上で、議件１３の質疑を終わります。

◎報告事項１　議案第１４号　今金町地場材活用促進補助金条例の一部を改正する条例制定について
◎報告事項２　住宅リフォーム助成事業の概要について
○委員長（村本照光君）　次に、報告事項１～２を一括議題といたします。
町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　先ほど福祉のほうの条例もありました。ただ今は産業教育関係のとりわけ公営施設課長の説明の部分でありますけれども、町長の認識でありますが多分皆さん方も聞いていて、これなんなのかなという感覚を取られたと思いますけれども。国はこの間、先ほど言ったように地域の主権、いわばこれからの地域独自で決めて行なって下さいよという社会に向かっていきますよ、ということが地域主権改革ということになるわけであります。そういう中では、自ら決めて自ら行って下さいと言いながらも、それにもう１点は権限移譲だとか事務移譲だとか、それから規制緩和という形の中でどんどん地域のほうで、地方で自治体で独自に決めれるという方向には来ているということは確かでありますけれども、さてこの今回提案する条例そのものをご覧いただきたいと思いますが、例えば道路なんかについてもこの間はこういう基準は全部国で設けておりました。ですから村瀬副議長ではないですけれども、古いものについてはこれはまだ経過が、新しいものについては

自分達で決めれるけれども、ちょっと待ってるよと。国の基準があるんだから。補助金出す以上は。今までは補助金出すところでチェックをして、この基準に合わせたように作りなさい、であれば補助金出しますよと。これからは自分達で決めなさい、しかしながら自分達で勝手に決めたって駄目だよと。国の基準があるんだから国の基準に従ってやりなさい、それであれば支援しますよ。そう考えると辻褄が多分合うと思うんですけれども、なんでここまできめ細かく今金町が作らなくてはいけないんだと、言われる何ものでもないと思うんですけれども、補助金を出す以上は国の基準をちゃんと守りなさい。自分勝手に作る前に、国のほうで先にたがを嵌めてしまっているんです。そうは言ったってそうはいかないぞと。これをちゃんと守りなさいと。なんせ水がいくら出たらいくらの橋だとか、いやちょっと長くしましょう町長と、堤防が危ないんだからと。そういうことは出来ません。そういうアレが非常にここに出てきているということでは、非常に国のチェックが出来なくなってきつつあるので、いわば国は仕事どんどん地方に回すと。自らが決めて自らが。よく、様々な計画もそうです。義務化をします。なんだか計画を義務付けして作りなさい。作りました。さて応援して下さい、補助して下さい。いやいや自分達で作ると自分達でやると言ったんだから自分達でやりなさい。先ほど質問がありましたインフルエンザもそうです。自治体で対策本部を作りなさい、自治体で対策しなさい、しますと言って自分達で作ったんだから自分達でやりなさい、ということになるんですよ。そのことが非常に懸念される。地方分権の名の下に行なう中では、非常に難しい要素があるけれども、町長の立場ではそういう想いを非常に持っていますけれども、否定できるかと言ったらなかなか難しいということもあります。この辺は、やっぱりこうなってから声が上がるのではなくて、その前にきちんと上げていく。

権限移譲、事務移譲という言葉には、移譲という言葉には２つの通りがあるんです。委任するという委譲と、移すという移譲があるんです。大事なものは、利権の良いものを持っているのは移しません、事務移譲みたいな形ではなくてやりなさいと、代わりにやって下さい、その代わりに交付税出しますよと。本当に国が大事に思っているものは移すことはしない。委任するだけの話し。

それは今市町村長含めて自治会含めて言っているのは、その一番大事な部分について地方に任せて下さい、移して下さいと言っているから、それについてはなかなか移してくれない。でもこんなものは私共に言わせれば作る時に国の基準に従わないと補助金いただけないわけですから、それに基づいてチェックをしていただいて補助金を出すわけですから、こんなことしなくたって私はその都度補助をいただく段階できちんと精査すればいいと思っているんですけれども、自分達で決めて。だから我々が様々設計をしたりする時にはこれに基づいて、この範囲を超えない範囲内でやっていかないといけない。いわば国の基準なんです。裁量にのってやりなさいという言葉があるかもしれない。国の基準通りに自治体で自分達で独自で整備して下さいと、国は少しずつ事務を離していきますから。ということだということで、本当に皆さん説明を聞いていて目新しいものはないな、随分きめ細かいことをやっているな、町がここまで整備しなければいけないのかなという想いがあったと思いますけれども、国の担い手の人はそういうことになると。これからもなんら、今金町独自で町長の裁量の中でどうするかとか、道路を広げるだとか層を厚くするだとか、こうするだどうするだと。ましてや看板なんかは今金独自の色を使ってやりましょうということは出来ない。今までは出来たんですけれども、これからは国の通

りにやりなさいということになったということで、ご理解をいただければと思います。
○委員長（村本照光君）　次に、報告事項１～２を一括議題といたします。
　議案第１４号、今金町地場材活用促進補助金条例の一部を改正する条例制定について。住宅リフォーム助成事業の概要について、産業振興課より説明をお願いします。
　産業振興課長、宮本君。
○産業振興課長（宮本　彰君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（村本照光君）　説明が終わりました。只今の説明に対して質疑を受けたいと思いますけれども、先に今金町地場材活用促進補助金条例の一部を改正する条例制定について、この件についての質疑を受けたいと思います。
　向井君。
○３番（向井孝一君）　地場材の部分なんですが、平成１８年から始まって今まで何個くらい補助対象で記憶しているのか。
○委員長（村本照光君）　産業振興課長、宮本君。
○産業振興課長（宮本　彰君）　１８年度から今現在の２４年度まで、３３戸の住宅が地場材活用にのっかって住宅の新築、増築が対象となってございます。
○委員長（村本照光君）　向井君。
○３番（向井孝一君）　３３戸ということは、１００万円で３，３００万円ですよね。それで今回条例改正をして、共同住宅、賃貸、アパートとかそういうのでも良いよということなんですよね。考えられるのは、国営事業が始まって各事業者の職員だとか開発の職員だとかといろんな部分で今金町に入ってくる可能性もあるので、その部分も考慮しての発想なのかなと思っていますが、その辺の基本的な考え方というのはどこからの発想でこういうことになっているのかという部分で。
○委員長（村本照光君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　基本的には、低家賃対策等々含めて公営住宅を整備してきた経過があるわけでありますけれども、国等々含めてこの間いろいろと説明なり見学等について決めていただいている部分があるわけでありますけれども、新規に更新できるという形にはなかなかなっていかない。逆に古いものは改訂していきましょうという方向付けがされているわけであります。しかしながらこの間、私も以前は企画も担当してきたわけでありますけれども、以前からは住宅事情が良くないという話をうかがっておりましたし、町長になってからも同じでありますけれども、住宅やアパートが無いので隣の町にというケースも随分あったわけであります。そういうことが随分私の想いにもあったということを一つご理解をいただければなと。
　加えて、昨日もそうです。ある会議の中で、今金町によるアパートだとかそういう住宅事情は決して良くないよねと、それが若い人が来れない事由にもなっているのではないでしょうかという話もありました。あと町長の懇談会、お茶懇の中でも必ず出てくるのが、その地域地域における住宅、無ければ学校の教員住宅、一応学校が閉校しているのでそれを使わせて下さいという声なんかもある。しかし、劣悪な状態であるのでなかなかそこに入ることが出来ないので、結果的に町場のほうに行くだとかという話も随分この間されてきているわけであります。
　そう考えた場合に、私は先ほどの話ではありませんけれども、公営住宅も望ましいわけでありますが非常に基準が高くて工事費も高くつきます。私も前任の町長から引き受けた部分もあるわけでありますけれども、緑町の単身の公営住宅、以前か

ら話しておりますけれども１件当たり約１，５００万以上かかっています。それに１万円くらいの家賃をいただくという形になると、採算なんか取るつもりはないんですけれども、償還は何年かかるかとなったらもう何十年というところではない、それだけ時間がかかるわけであります。特公賃等々を含めて高いレベルの部分の住宅についても１戸当たり２，５００万くらいの事業費がかかるわけであります。そう考えた場合に、町の持ち出しも当然あるわけでありますから、せめて今金の町の実態に見合ったような住宅政策は取れないだろうかということをこの間ずっと考えてきた経過があるわけであります。町の持ち出しの部分で、町単独でもって住宅を整備する、住宅支援に対応することができないかということが、この間私の想いの中に住宅対策という想いの中にあったわけであります。その切り出しとして、林産物の活用と兼ね合わせて地場材の活用という提案を差し上げ、このような形になっているわけでありますけれども、もう少し考えた場合にはやはり持ち入りにはならない。なかなか持ち入りにはいかないのですけれども、当面の間ということを考えた場合に、アパートということで考えますとなかなか手が出ないと。先ほど言ったように一番簡単な手法として私単純に考えたのは、町で住宅を建てるなり、町で持ち出し分のお金があるとすれば、その分でもって民間のほうに支援をしながら民間で建てていただく。そうすることによって住宅就労なんかも、民間の方々が集めたりなんだりしてやるわけでありますから、町としては支援の形で十分成り立っていけるだろうという想いが、この間私も想いの中でずっとあったわけであります。毎年組合長さんからも農協の職員が今新しく入るんですけれどもいろんなところから、うちの会社に今入りたいんだけれども住宅がない、なんとかして下さいと。必ず言われるのは町営住宅ですけれども、町営住宅に入れるような要素のない部分もありまして、本当にこの声は切実な声としてずっと来たわけであります。最初に地場材活用の時も、最初から就労住宅は入れるかという話があったわけでありますが、まずは状況を様子を見てみようということの流れの中で、やはりいろんな声があったということを含めれば、私としてはそういう方向付けが望ましいだろうと。

　加えて新しい住宅を臨む人が多い。今この時代ですから、地デジがテレビを入れると直ぐ見れる、或いはインターネットが直ぐ繋がるだとか、そういうやっぱり環境が整った住宅というのが非常に今若い方々含めて望まれるわけでありますから、そう考えた場合に民のそういう発想、想いをきちんと私のほうに、町のほうから伝えてそういうものを実現できるのであれば、是非支援の対象とさせていただければありがたいかなと。ただそれについてもただ単なるお金の支援でなくて、やっぱり林産物の活用ということが林業でも非常に大きな課題がありますので、その地元消費ということを含めた二枚看板の政策を取ってこの事業を進めたいなと思っていることから、今回いろいろと期間かかりましたけれども調整をいたしまして実現をしたいと提案をしてございます。よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（村本照光君）　他にございませんか。

　産業振興課長、宮本君。

○産業振興課長（宮本　彰君）　大変申し訳ありません。先ほどの答弁の中の数字的なものを訂正願いたいと思います。１８年度から現在平成２４年度まで、３５戸、３７件の申請という形にありまして、助成金額については２，２３０万規模の助成となってございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（村本照光君）　よろしいですか。他ございませんか。

　なければ、住宅リフォーム助成事業について、皆さんから質疑をいただきたいと

思います。
　村上君。
○１番（村上忠弘君）　リフォームの対象工事例の中でトイレのリフォームというものがあります。下の注意事項の中で、今金町浄化槽の部分で補助金を受けられている人方は要するにトイレのリフォームについては対象になるのかどうか、お聞きします。
○委員長（村本照光君）　産業振興課長、宮本君。
○産業振興課長（宮本　彰君）　下記で記載してございます合併浄化槽関係の助成事業等がございますが、合併浄化槽を設置する場合にはそちらの対象となる部分と、対象にならない宅内のトイレの部分、そこらが明確に分かれるだろうという形がございますので、合併浄化槽の助成事業に対象外の部分についてはこちらの住宅リフォーム事業の対象になるということで、ご理解をいただきたいと思います。
○委員長（村本照光君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　基本的にはトイレという言葉が正しいかどうかはわかりませんが、これは合併浄化槽については公共下水道区域外の部分の、そういう認識ですね。それで今回のリフォームについては、トイレは市街地の中の建物の一応基準、課長が言いましたように部屋とかなんか、浄化槽設置工事については浄化槽本体と水周りということが一つの補助対象となるわけであります。この機会にトイレも部屋も直そうかという部分については、このリフォームの部分で使えるよという意味合いで考えていただければ。浄化槽と別枠で考えていただきたい。浄化槽の支援というのは、浄化槽本体と水周りと排水という部分が浄化槽の補助事業。それを、だから私が使うとすれば、そこにこの両方を使ったら損をしますので、もっと別なほうに使いたいと思いますから、そういう上手な使い方は多分しないと思うんですけれども、そういうふうにして理解していただければと思います。
○委員長（村本照光君）　他ございませんか。
　ないようですので、以上で報告事項の質疑を終わります。

　　◎その他
○委員長（村本照光君）　その他で、何かございませんか。
　上村君。
○６番（上村義雄君）　質疑漏れ等も含めてですけれども、議案第５号で町道の構造の技術的基準の条例がこういうふうに改めて定めるという状況になっておりますけれども、新しく建てる部分についてのこれは基準だろうと思いますし、それに伴って今まである部分については旧構造の部分を摘要していくんだろうというふうに考えるわけですけれども。要するに新しく建てるだけでなくて、特別な水道・下水道なんかの維持という部分でも設けられているけれども、町道の部分でもこれは、維持管理という部分にはこの条例の中には謳わないで、別なところでの部分があるのかということです。
　それから町道で新たに作る部分で、重量的な要するに幅だとか路側帯だとかこういう部分出ているわけですけれども、重量の部分ですね。例えば町道でも段々今大型化して３０トンとかそういう重たいものも町道を通るわけですけれども、そういう部分での構造上の中できちんと謳われているのかどうかということも含めて、おうかがいしたいと思います。
○委員長（村本照光君）　今議案第５号と言いましたよね。
○６番（上村義雄君）　ええ、質疑漏れを含めて関連で言わさせてもらいました。ま

ず２点で。
○委員長（村本照光君）　公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　先ほど町長のほうからもお話あった通り、重要な部分につきましては国で定めてございます。それを準用しているというのが今の状態であります。この条例も同じでございます。ですから例えば荷重、大型化されている部分もございますし、そうすると今は橋の上なんかの場合は１㎡当たり２５トンと言われているんですが、その部分の中では町道も変わりません。それは国の構造令の中で示されているものだと思っておりますので、それでご理解いただければと思います。
　また先ほどの水道の施設の維持修繕という質問だと思いますが、その部分につきましては施設の改修、それから改築、新築の部分につきましては、この技術に精通した者という敷設管理者というものを設置しなければならないという規定でございますので、これでご理解いただけるかと思います。以上でございます。
○委員長（村本照光君）　上村君。
○６番（上村義雄君）　今金の部分の旧道路の部分のやつの摘要されるのかどうかという部分をまだ聞いてないので。
○委員長（村本照光君）　公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　今まで作った部分の道路のという考え方でよろしいでしょうか。何議案かの中ではちょっとお話しさせていただきましたけれども、今まで作ったものについては看板なんかもそうなんですが、それはそれとしてそのまま摘要するものという形の考え方でございますので、これから新たに作るという考え方で条例制定と考えてございますので、ご理解いただければと思います。以上です。
○６番（上村義雄君）　それは今新しく作った条例の部分でのアレだけれども、要するに道路の維持管理については別に定めているのかどうかということもお聞きしたい。関連になりますけれども。
○委員長（村本照光君）　公営施設課長、高島君。
○公営施設課長（高島好治君）　大変申し訳ありません。維持管理の規定というものはございません。あくまでも、例えば道路を直したとかどうしたとかという部分の規定はございません。
○委員長（村本照光君）　上村君。
○６番（上村義雄君）　新しく作る条例というような今言うように規則にそういう形に出来るわけですけれども、町道の部分でアレしても橋脚、それからトンネル等も含めてこの経過年数によって、今特にそういう国道、道道も含めてですけれども道路が出来てから経過年数が４０年も４５年も経っているという部分で、死亡事故が起きましたね、ニュース等でもあったように。その崩落する部分、要するにコンクリートが欠けるとか亀裂が入っているとか水漏れがあるとかいうその検査を、要するに町道の中でもって経過年数が経っているものの点検、危険度というか、そういう部分の点検の部分での補修等の部分で、そういう規則があるのかどうかということも含めて聞きたかったわけですけれども。それは規則はないんだという、その条例新たに別には設けていないんだということでしたので。今後、今金にはトンネルは１箇所しかありませんが、橋脚の部分ではかなりの部分が１００近くの橋がある中で危険度の高い橋あるわけですけれども、そういった部分の保守点検等の基準作りというものは必要でないのかなと思うのですが、それは国の部分であるのかどう

かという部分。国、道の部分であるのかどうかということも含めて、おうかがいしておきたいと思います。
○委員長（村本照光君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　発言の部分の中でちょっと不確定要素もあるので、ちょっと止めていただければありがたいのですけれども。
○委員長（村本照光君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４５分
再開　午後１０時４９分

○委員長（村本照光君）　それでは休憩を閉じ、開議いたします。
その他になにかございませんか。
（「なし」の声あり）

◎閉会の宣告
○委員長（村本照光君）　なければ、これをもちまして本日の合同委員会を閉会したいと思います。
どうも理事者の皆さん、ご苦労様でございました。

閉会　午前１０時４９分

署名委員

平成２５年３月６日

総務厚生常任委員長

産業教育常任委員長